

特定非営利活動法人 千葉県障害者就労事業振興センター

事業要綱

文書番号	JY
改訂版数	第 1 版

暫定版制定日	2015年 1月 7日
第1版制定日	2015年 4月 24日
改訂日	年 月 日

特定非営利活動法人 千葉県障害者就労事業振興センター
〒260-0856 千葉市中央区亥鼻 2-9-3 ☎043(202)5367

事業要綱

第1版制定 理事・監事承認欄

理 事 長	加藤 裕二	2015年4月24日
副理事長	外山 義哉	2015年4月24日
理 事	寺門 栄	2015年4月24日
理 事	本宮 敏雄	2015年4月24日
理 事	滝本 二三江	2015年4月24日
理 事	新田 恒夫	2015年4月24日
理 事	伊沢 希久子	2015年4月24日
理 事	寺田 一郎	2015年4月24日
理 事		
理 事		
監 事	遠藤 マツエ	2015年4月24日

*原本に署名保存。配布版は印字。

制定・改訂履歴

項目	年/月/日	記 事	承認	照査	作成
暫定版 制定	2015/ 1/ 7	・暫定版作成・制定	加藤	緒方	鈴木
第1版 制定	2015/ 4/24	・第1版制定	加藤	緒方	鈴木

事業要綱

目次

制定・改訂履歴	1
目次	2
1. 目的／運用	3
2. 事業理念	3
3. 行動指針	3
4. 組織	4
5. 目標管理	5
6. 文書	5

事業要綱

1. 目的／運用

1-1.目的

特定非営利活動法人千葉県障害者就労事業振興センター事業要綱(以下、事業要綱といいます)は、特定非営利活動法人千葉県障害者就労事業振興センター(以下、振興センターといいます)の事業理念を明らかにし、その達成と実現を目指すための事業の基本的な方向性と体制を定めたものです。

1-2.運用

1-2-1.事業要綱は、振興センターの事業理念に示した使命を広く告知するために、ホームページ等で公開します。

1-2-2.事業要綱は、本要綱の「4. 組織」に示した関係者の協議に基づき、センター長が起案し各理事が照査したことを確認の上、理事会の承認により発効します。

1-2-3.事業要綱の改訂は、各項ごとに、以下の承認権者による承認を要します。

1. 目的／運用:理事会
2. 事業理念:理事会
3. 行動指針:理事長
4. 組織:理事長
5. 目標管理:理事長
6. 文書:理事長

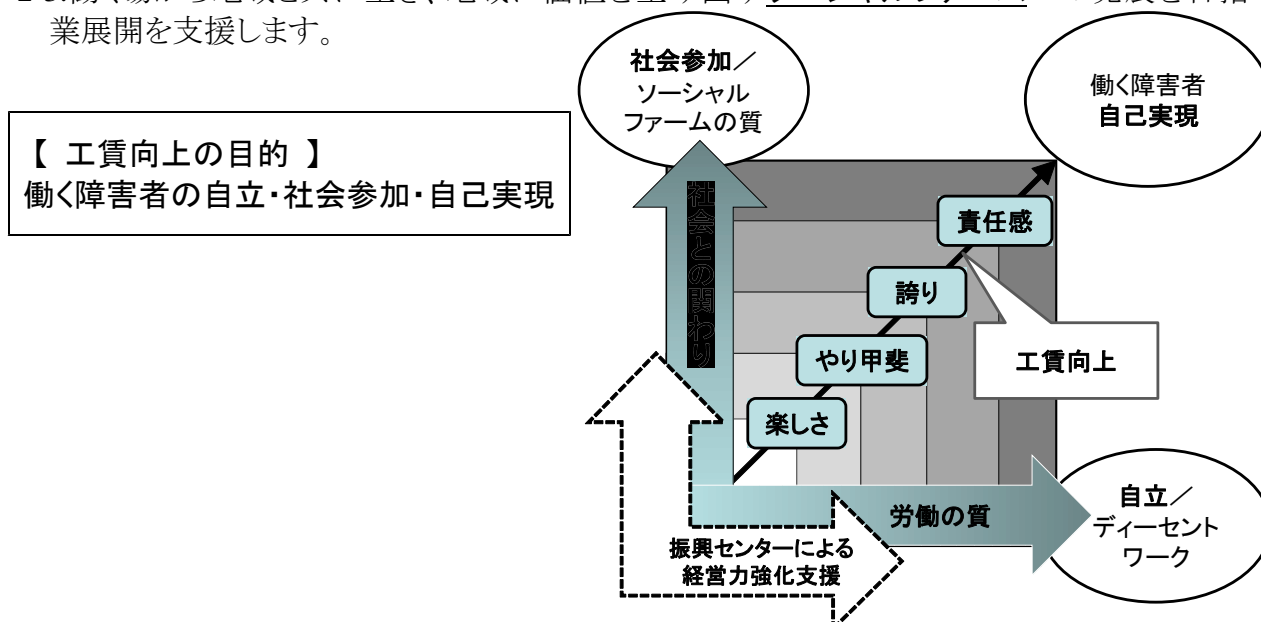
2. 事業理念

振興センターは、障害のある人もない人も共に生きる地域社会の実現に向けて、障害のある人が普通に地域でくらししていくための環境整備を図ります。その大きな前提である障害のある人の「自己実現」を可能にする「自立と社会参加」のための「工賃向上(月額5万円以上)」に向けて次の3つの事業理念の実現を目指します。

2-1.福祉事業所で働く障害者に、働きがいのある人間らしい仕事(ディーセントワーク)を継続的に提供できる就労環境の整備を目指します。

2-2.働く障害者の社会参加と経済的自立を実現するために、障害者福祉事業所の経営力の強化を支援します。

2-3.働く場から地域と共に生き、地域に価値を生み出すソーシャルファームへの発展を目指す事業展開を支援します。



3. 行動指針

- 3-1.個別事業所の経営課題の洗い出しと問題解決の具体的な提案で、PDCAサイクルによる目標達成を支援します。
- 3-2.事業所の営業・販売活動の直接支援により、製品品質や販売スキルの向上に対する動機付けを図ります。
- 3-3.事業所同士の自立した協働事業の推進により市場のニーズに対応できる事業体制の構築を図ります。
- 3-4.事業所の製造及び販売活動に対して求められる様々な専門的知識の習得、普及に努め、事業所の経営技術の底上げを図ります。
- 3-5.事業所の製品品質、販売スキルに対する顕彰事業により製品開発力や販売力の向上に向けた意欲を喚起し、地域社会に対して「工賃向上」の意義を広く啓発します。
- 3-6.地域を支える様々な人々と連携し、働く障害者が社会の一員として活躍できる機会創出に取り組みます。
- 3-7.高度な販売技術を備えた障害福祉サービス事業の創出、障害者を対象とした職業技能検定事業の展開等々、中長期の視点での独自事業を考証します。

4. 組織

4-1. 理事長：

- 4-1-1.事業要綱の事業理念に定めた事業目的の達成に向けた方針、計画を承認し、そのための事業運営全般に責務を負います。
- 4-1-2.法令、定款等で理事長の業務として定められたものを行うとともに、振興センターが定めた理事長専決事項に関する業務を行います。
- 4-2.副理事長：事業要綱の事業理念に定めた事業目的の達成に向けた方針、計画を承認し、そのための事業運営全般において理事長を補佐します。
- 4-3.理事：事業要綱の事業理念に定めた事業目的の達成に向けた事業運営全般に責務を負います。
- 4-4.監事：事業要綱の事業理念に定めた事業目的の達成に向けた業務執行状況を監査します。
- 4-5.センター長：事業要綱の事業理念に定めた事業目的の達成に向けて経営支援相談員等による業務執行を指揮し、業務執行全般に責任を負います。
- 4-6.経営支援相談員等職員：事業要綱の事業理念に定めた事業目的の達成に向けた業務を執行します。

4-7. 業務委託事業者：

- 4-7-1.事業要綱の事業理念に定めた事業目的の達成に向けた業務の執行にあたり、その専門性や迅速性などの特性を生かし、より効率的、効果的な事業の執行や成果を期すために一部の業務を第三者に委託します。
- 4-7-2.業務委託についての細目は、業務委託規定（JU06）に定めます。

4-8. ボランティア：

- 4-8-1.振興センターは、必要に応じ、事業理念に定めた事業目的を理解するボランティアの支援を求めます。
- 4-8-2.ボランティアについての細目は、は一とふるメッセ支援会規約（JU08）に定めます。

4-9. 顧問：

- 4-9-1.振興センターは、必要に応じ、事業目的の達成のための専門性及び事業展開力の強化のために顧問を委嘱します。
- 4-9-2.顧問についての細目は、顧問委嘱規定（JU07）に定めます。

事業要綱

5. 目標管理

5-1. 事業計画

5-1-1. 中長期計画: 事業要綱の事業理念において、長期の事業目的を定め、その達成のため概ね3年を目途とした中期計画を策定します。

5-1-2. 年度事業計画: 中期計画と前年度の実施状況を基に、事業年度の事業計画を策定します。年度事業計画は、理事会及び総会での承認を要します。

5-2. 会議体

5-2-1. 事業計画の策定及び、その執行(事業目的の達成)のために各級会議を開催します。

5-2-2. 振興センターの事業運営、業務執行全般対象: 理事会、定時総会

5-2-3. 業務執行対象: 経営支援会議(週1回)、はーとふるメッセ経営委員会(月1回)、工賃向上計画の有効性評価方針会議

5-2-4. 外部団体との協働事業対象: 共同受注窓口サテライト会議、はーとふるメッセ・オブ・ザ・イヤー実行委員会、千葉県障害者福祉事業所リサイクル事業ネットワーク協議会等

6. 文書

6-1. 文書体系

6-1-1. 一次文書／理念目的に関わる文書: 事業要綱、定款

6-1-2. 二次文書／事業運営に関わる規定等、業務執行に関わる規定等

6-1-3. 三次文書／具体的な作業手順: 基準、要領等

6-2. 文書番号

一次文書	二次文書	三次文書
J Y 事業要綱 TK 定款	●事業運営に関わる規定 JU01 運営規定 JU02 就業規則 JU03 経理規定 JU04 賃金規定 JU05 退職金規定 JU06 業務委託規定 JU07 顧問委嘱規定 JU08 はーとふるメッセ支援会規約	
	●業務執行に関わる規定・手順 GS01 はーとふるメッセ品質保証規定 GS02 工賃向上計画の有効性評価規定 GS03 はーとふるメッセ・オブ・ザ・イヤー実施要綱 GS04 ちばりサイクルネット業務規定	TJ0101 食品衛生管理基準 TJ0102 インターネット販売管理基準 TJ0103 苦情処理要領 TJ0104 5S実施要領 TJ0105 店舗運営基準 TJ0106 受注作業の受託基準 TJ0107 はーとふるメッセ販売員の心得 TJ0201 評価調査員の心得